

[第9回]性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（20250127）

自治体における理解増進施策の立ち位置確認と今後の取組展望

日本大学大学院危機管理学研究科教授 鈴木 秀洋

第1 自己紹介

1 実務経験

元自治体子ども家庭支援センター所長、男女協働課長、危機管理課長、総務課課長補佐（秘書総括）、監査事務局主査、総務課文書係／特別区人事・厚生事務組合法務部・特別区協議会法務調査室など（各区指定代理人、各区からの法律相談等）

2 所属学会等（資格含む。）

法務博士（専門職）、保育士、防災士、水泳指導員資格（更新せず）／日本公法学会、警察政策学会、ジェンダー法学会、日本子ども虐待防止学会、日本公衆衛生看護学会等

3 主著

鈴木秀洋『自治体職員のためのLGBTQ理解増進法逐条解説ハンドブック』（第一法規・2023）／『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック（改訂版）』／『虐待・DV・性差別・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』／『必携市区町村子ども家庭総合支援拠点スタートアップマニュアル』／『行政法の羅針盤』など

4 実務時代の主な実績

- (1)男女平等参画推進条例に性的指向・性的自認に関する差別禁止条項を明記
（当時全国初・令和5年10月25日最高裁大法廷決定で引用）
・苦情処理制度、相談窓口設置・相談員研修、庁内悉皆研修、部局ごとの担当職員設置、窓口職員用啓発案内カード&アライバッチ、カラーリボンフェスタ、関係部局の出席・議題設定、学校での命の授業、男女平等センターとの連携等
- (2)UNwomen日本事務所設置（文京区側担当責任者（男女協働課長））
- (3)おせっかいネットワーク創設（子ども家庭支援センター所長）
- (4)妊産婦・乳児専用福祉避難所設置（当時全国初との報道。危機管理課長）など

5 大学における研究活動・教育活動等の一例

[三軒茶屋キャンパス] ダイバシティ委員会委員長としての活動等（別添）

※HP：鈴木秀洋研究室 <https://suzukihidehiro.com/>

第2 理解増進法制定後の自治体の現状

自治体の姿勢としては、以下のように分かれている。

- ㊦従前どおりの人権・ジェンダー施策推進
- ㊧推進が鈍化
- ㊨国の基本計画・指針の進捗を注視

第3 自治体が直面している課題・論点例と解決・提言例（鈴木案）

1 進捗注視の自治体の理屈・論点

[Q]住民・議員等からの声に対し、国の基本計画や指針に合わせる必要があるので、施策展開は、まだ未着手で待っている状態との答弁・説明？

→[A]法定受託事務ではない。[A]「地域の実情を踏まえ」（5条）

【参照条文】（第5条、第10条）

○（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

○（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 従前どおり推進している自治体の論点（逡巡事項）

[Q]従前どおり施策推進してよいのか？

(インターネット上の誹謗中傷等事案の発生…)

(例) 性自認の言葉は使ってよいのか？

→「(ジェンダーアイデンティティと) 法制的な意味は同じ」(参・内閣委 (R5.6.15) 公明党・國重議員答弁)

(例) 同 10 条 3 項

「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」の解釈？

→「(教育基本法 (13 条) の文言と同趣旨) 保護者の協力を得なければ取組を進められないという意味ではありません。」(参・内閣委 (R5.6.15) 公明党・國重議員答弁)

→[A]法的見解・法解釈提示の有効性

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

- ▶ [全文 \(PDF形式:107KB\)](#) 
- ▶ [概要 \(PDF形式:46KB\)](#) 
- ▶ [施行通知 \(PDF形式:171KB\)](#) 
- ▶ [理解増進法に関するQ&A](#)

(内閣府 HP より)

→ [A] 国による通知・国会答弁周知・法解釈知見の蓄積・公開等有効

…[参考]兵庫県警本部長 (兵庫県議会警察常任委員会) 答弁 (20250120) など

「全くの事実無根であり、明白な虚偽が SNS で拡散されていることについては極めて遺憾」

…[参考]文科省から新聞社への申入れ

「令和 5 年 7 月 2 0 日産経新聞朝刊 3 面「文科省 L G B T 団体の教育中立性を

求める文書」及び同内容の配信記事について、産経新聞社に以下の申し入れを行いました。」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/mext_02424.html

3 自治体における所管をどこにするか（所掌・担当者を誰にするか）との論点

【Q】 法律では、自治体施策の根本かつ広範な施策推進（5条・10条）が求められ、その担当部局をどうするか、予算・人員配置は？

【A】 自治体からは、総務部局か男女部局か等の悩みが聞かれる。
国が、都道府県・政令市について調査をし、一覧を提示したことの有効性
→担当が決まると施策が進む。
→さらに、市区町村の担当窓口の調査・一覧明示が必要

[参考例]

○警察庁のHPでは、犯罪被害等施策として、市区町村含めた「地方公共団体における総合的対応窓口一覧」を掲載している。

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html

○こども家庭庁のこども家庭センターガイドラインでは、新たにヤングケアラー対応についても、市区町村のこども家庭センターの射程を明示している。

【A】 自治体の人権部局の予算のなさ
→国の継続的なバックアップを求める声

4 自治体内庁内連携会議設置の是非に関する論点

【Q】 直接の法定事項とはされていないが、自治体における実際の対応としては、庁内の横断的な連携会議などを設置して関係機関間の連携と進捗管理が必要となるのではないか？

【A】 国からの働きかけが必要ではないか。
・こうした庁内連携が施策推進の制度設計として不可欠であること、
・社会側にSOGIの多様性に関する理解が十分でないことが、様々な生き辛さの背景にあることへの理解

(例：多様性のない防災施策、学校でのいじめ、不登校、自殺念慮、行き過ぎた校則、体罰、虐待など関係)
→担当職員・担当部局は当然のこととして、そのみならず、各部局職員のSOGIの多様性に関する理解が増進され、各分野でSOGIの多様性を前提とした自治体全体の取組がしっかりと進むよう、連携会議を開催することが大切

【A】直接の相談対応部局だけでなく、一般窓口における職員の理解が不足した二次被害などが実際に報告されており、対策が必要

【A】行政機関において、関係がないと思う部局・職員を作らない工夫（当事者性）が必要

[参考]

○男女共同参画社会基本法における男女共同参画基本計画（都道府県男女共同参画計画（14条1項・2項）、市町村男女協働参画計画（同14条3項）等
→ジェンダー視点での他の部局の施策の評価や進捗管理など行っている。

[留意事項]

既存施策の形式的掲載になっていないかチェック

5 職場の環境整備・職員アンケート等の実施の是非の論点

【Q】職場環境の確認の観点からアンケート等は必要と考えるが、労力・予算等の関係で難しい…。

【A】行っている自治体と何もしていない自治体がある。事業主（自治体）としては、職員の職場環境整備が求められている（法10条2項）。

具体的には、情報提供、研究、普及啓発、就業環境に関する相談体制整備が法定されており、職員アンケートを行い、困りごと等を把握して、環境改善をしていくことが求められる。

[条文参考]

「事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。」

[参考] 最高裁判所令和5年7月11日第三小法廷判決参照

【A】自治体から企業への働きかけも大切

[参考] 企業の取組を表彰している自治体も。

第4 国への問題提起・提言

上記第3に挙げた論点・提言に加えて、

1 理念法と努力規定に係る一般的な誤解

【Q】理念法・努力義務規定は、やってもやらなくてもよいとの誤った理解が普及

【A】間違った理解。以下の点を踏まえれば、自治体は誠実に対応しなければならない義務であることには変わらない。

・職員は、公務員として、憲法尊重擁護義務(99)、服務宣誓(地方公務員法31条)、法令遵守義務(32条)等を負い、法律による行政の原理に基づいて職務遂行をしている。

→法律制定により、当該法律の理念を実現するのは公務員としての責務

・住民の福祉の増進(地方自治法1条の2)は、当該法律制定以前からの本務

2 多様な研修・研修教材の工夫

【Q】現実に、日々当事者の生き辛さ・困難事例は多数あがってくる…。

しかし、

抽象論や定義やデータを示す研修が多いとの声

一回的なイベント的な研修になってしまっていないかとの声

【A】目の前の子どもを救う研修の必要、ひな形含めた提示があると良い。

【A】保育・福祉・教育・保健等住民最前線の自治体における人権施策展開の重要さの周知・浸透が必要

- ・本来、自治体行政のど真ん中の責務であり、待ちの姿勢は許されない。
- ・理念は教えるけど、いじめ対応はしてくれないとの子ども達からの声
→教員等に対しては、理念だけでなく実践・具体の研修が必須である。
段階的研修・受講者のレベル上げ・現場の具体的なロール

[参考]

- ・インクルージョン、フルインクルーシブ教育・保育の推進の重要性←差別・分離・排除を救う道・当事者以外の者の意識行動変容
(鈴木イタリア、スウェーデン視察論稿：鈴木秀洋「フルインクルーシブ先進国イタリアの現地視察を踏まえた分析と考察 - 日本でのインクルージョン推進の視点をもって」(脱稿)『自治研究』202503 掲載予定)

[参考] (子どもたちの声が上げられる (鈴木聞き取り))]

- ・学校の先生は、世界人権宣言などの言葉は授業で教えるが、実際のいじめの相談などに対応してもらえない。どちらにも言い分があるからとお互いに仲直りなどをさせられる。
- ・服装・頭髪等性の多様性に理解を示した校則の動きは教員側がストップ。意味不明な校則 (例：かわいいピン止めはダメなど…) が「決まりは決まり」と徹底遵守させられている。
- ・LGBTの定義やどれくらい割合があるかなどの研修を聞かされても意味がない。データを示されても何も変わらない。差別やヘイトがない環境でドキドキせずに学校に行きたい。その対応をしてほしい。

3 施策推進に対する心配の声へのバックアップの必要性

【Q】女性のトイレに男性が入ってくる・安全でなくなる論

(例) 女性トイレに男性が性的目的で入ることは違法であり、警察が対応すべき事項

(例) 女性の安全安心確保の話とSOGIの多様性に関する理解増進は別の話

(両立可能でともに目指すべきこと)

【A】 詳細は、国会答弁参照

→国のQ&Aの蓄積・追加、対応事例を紹介すること等の有効性

4 意見交換の場の設定の要望

【Q】法律上は、基本計画の策定等に関して、「必要があると認めるときは関係行政機関の長に対し」協力を求めることができるとの規定（第8条）
また、理解増進連絡会議（第11条）の構成メンバーに自治体は明記されていない。

しかし、

【A】可能な限り、現場の自治体との意見交換の機会を設定し、自治体現場での困りごとを拾い上げて、計画や指針（12条）に取り入れていくことが望ましい。

また、国から自治体への知識や情報の共有の機会の場合ともなる。

このことは、内閣府が特別に設定することとは別に、随時省庁ごとに国・都道府県・市町村への通知・説明会の機会があるのであるから、その通知や説明会で理解増進にかかるテーマ設定を行うことは可能ではないか（推奨）。

【A】国会審議における「地方公共団体を始めとする様々な関係者」「当事者の意見もしっかり聞かなければ」との大臣答弁。（参・内閣委（R6.5.15）小倉国務大臣）

【A】こうした意見交換の積み上げが、Q&Aの更新となって公開されると、全国の自治体にとって非常に役に立つ。

5 国による調査研究

【Q】自治体による実態調査等

【A】エビデンスに基づく行政施策推進のためにも、法第9条等に基づき、国が学術研究を進め、それを自治体にフィードバックしてほしいとの声
住民への説明もしやすい。

特に、小さな自治体にとっては、そもそものアンケートの採り方等含めて疑問や批判を直接住民から受けることがあり、また費用面及び調査手法の確からしさ含めて、国が一定のモデル・ひな形を示してくれるとありがたい。

第5 理解増進施策に対する若者からの期待

- 自分達のことを気にかけてくれている人が国・行政にもいることの驚き
- 理解増進法の成立で希望が出来た
- 法律ができたことを知らない当事者が多い。多くの人に知ってもらおうと自殺念慮など防ぐきっかけとなる。

こうした若者達の声があることを認識・理解して施策推進してほしい。

※ この点、一方で、法律や施策推進は不要で放っておいてほしいとの論も上がる。当事者がおかれている環境や意見が多様であるのは当然のこと。ただし、そうした声があるから施策推進を止めるのではなく（行政は両論あると動かない判断をしがち）、現実困って施策を求めている人にどのような施策展開ができるかを模索し、調整努力して実現していくのが行政であり、人権カタログを規定した憲法の尊重擁護義務を負う公務員の仕事の仕方であろう。私自身は前掲公務員時代そう考えて職務遂行してきた。

むすびに

人権同士が衝突する場面は当然ある。

その場合に、

×人権施策に優先順位のジャッジ・削る発想・パイを奪い合う発想

⇒○どの人権も守る・選択の幅を広げる・増やす・追加の発想

こうしたことを継続的に模索し続けることで、

本法律が第1条目的で目指す「多様性に寛容な社会の実現」、

第3条基本理念が掲げる「共生する社会の実現」に

私達の社会は近付いていけるのではないか。

そう考え、私自身は公務員時代施策展開をしてきました。

現在は、こうした観点から、様々な現場に行き、現場の声を聞き、研究を進めています。

本日は、一部研究成果に基づき、提言・発表の場をいただき、ありがとうございます。

【別添】 大学構内でのポスター掲示による啓発・相談対応の一例



(日本大学三軒茶屋キャンパスにて鈴木秀洋撮影)